

I はじめに

1 大綱改定の趣旨

本県の農業は、生産者のたゆまぬ努力により、ぶどう、もも等日本一の生産量を誇る果樹を中心に発展してきましたが、近年は、農業収入が減り続けるとともに、農家は後継者不足に悩み、経営耕地の縮小が見られています。

こうした状況を打開し、山梨農業の再生に向けて、本県の恵まれた自然や大消費地に近い有利性を活かした取組を進めるため、平成19年に本大綱を策定し、農業振興施策を展開してきました。

この4年間で、農業を巡る環境は、経済のグローバル化や農業参入の規制緩和、戸別所得補償制度の本格実施、6次産業化施策の展開等、大きく変化しています。

このため、本大綱を改定し、今後、重点的に取り組む施策をスピーディーに実行していきます。

2 大綱の性格

本大綱は、本県農業の将来像をはじめ、今後、農業分野で重点的に取り組む施策の内容、具体的な数値目標等を示すものであり、農業振興の基本指針となるものです。

また、農業者をはじめ、農業団体や市町村等の自主的な取組を促進し、それぞれの活動指針として活用されることを期待します。

3 大綱の期間

本大綱の期間は、平成19年度から平成26年度までの8年間とし、工程表は平成23年度から平成26年度までの4年間とします。

4 大綱の推進体制

本大綱が目指す将来像を実現するため、農業者はもとより、消費者や市町村、JA等関係団体との緊密な連携と協調の下、一体的な取組を推進します。

特に、担い手の確保・育成や耕作放棄地の再生活用等については、市町村、農業委員会、農業会議と、また、輸出の促進や京浜市場等大消費地における販路拡大等については、JAと連携し、推進します。

5 大綱の進行管理

本大綱に位置付けられた施策・事業を確実に実施するため、進行管理を行うこととし、数値目標や施策の進捗状況等について、毎年度公表するとともに、必要に応じて見直しを行います。

Ⅱ 本県農業・農村の現状

1 本県の立地・気象条件

本県は本州のほぼ中央に位置し、総面積は 4,465km² で、我が国の総面積の約 100 分の 1 に当たり、県土の 77.5%を森林が占めています。

周囲は急峻な山々に囲まれており、北東部に秩父山塊、西部に 3,000m 級の山々からなる南アルプス、南部には日本一の高峰富士山(3,776m)、そして北部には八ヶ岳、茅ヶ岳からの台地が広がっています。

また、県土が大消費地から 150km 圏内に位置することから、農産物の流通・販売や、ぶどう狩り、さくらんぼ狩り等の観光農業を営むのに恵まれた条件にあります。

本県の気候は、昼夜や夏冬の気温較差が大きく、また、年間降水量が 1,135mm と少なく、日照時間が年 2,183 時間と長い内陸性気候の特徴を示しています。

山梨県の土地利用（平成 20 年 10 月現在）

総面積	4,465km ²	最低点標高	80m
森林面積割合	77.5%	(南部町富士川)	
農地面積割合	5.7%	最高点標高	3,776m
宅地面積割合	4.0%	(富士山)	
その他用地の面積割合	12.8%	平均標高	1,060m

山梨県企画県民部資料他

山梨県の気温、降水量、日照時間

	年平均気温	最低・最高月別平均気温	一日の気温較差	降水量	日照時間
甲府	14.7℃	最低月(1月) 2.8℃ 最高月(8月) 26.6℃	10.5℃	1,135.2mm	2,183.0hr
(参考) 東京	16.3℃	最低月(1月) 6.1℃ 最高月(8月) 27.4℃	7.0℃	1,528.8mm	1,881.3hr

※1日の気温較差は、年平均最高気温と年平均最低気温の差 気象庁：気象平年値(1981～2010)

2 本県農業・農村の特徴

本県では、果樹を中心に、水稻、野菜、花き等が生産されています。果樹が農業生産額の5割以上を占め、生産量が日本一のぶどう、もも、すももをはじめ、おうとう、かき、りんご、うめ等多くの種類が栽培されています。

地域別にみると、甲府盆地の東部、西部では果樹栽培、中央部から南部にかけては、なす、スイートコーン等の露地野菜やトマト、きゅうり等の施設野菜の栽培、北西部では水田農業が中心に営まれています。八ヶ岳南麓や富士北麓では、高原野菜の栽培や畜産、峡南では茶の栽培が、さらに県内各地で、洋ラン、シクラメン、バラ等の花き類の栽培が行われています。

また、四方を山に囲まれ、約3分の2の農地が中山間地域にあるという不利な条件の中でも、生産性の高い農業が展開されていることから、10a当たりの生産農業所得は、全国でも常に上位に位置づけられています。

このような農業が営まれることで、本県の農村は多彩な景観を織りなし、「桃の花が一面に咲き誇る果樹園」、「傾斜地に広がるぶどう棚」、「周りの山々を背景に稲穂が実る水田」等の景観は、県民だけでなく来県者の心を潤す貴重な財産となっています。

主な県産農産物の生産量、全国シェア等

品目	生産量等	全国シェア	全国順位	備考
ぶどう	45,100 t	24.4%	1位	平成22年産
もも	47,900 t	35.0%	1位	平成22年産
すもも	6,580 t	31.5%	1位	平成22年産
おうとう	1,260 t	6.4%	2位	平成22年産
干し柿	2,256 t	20.5%	3位	平成20年産
クレソン	406 t	55.6%	1位	平成20年産
スイートコーン	9,220 t	3.9%	6位	平成22年産
夏秋なす	6,370 t	3.0%	12位	平成22年産
夏秋トマト	2,200 t	0.7%	30位	平成22年産
洋らん類	896 千鉢	5.1%	5位	平成22年産
水稻	27,900 t	0.3%	44位	平成22年産
肉用牛	7,240 頭	0.3%	37位	平成23年2月1日現在

農林水産省調査

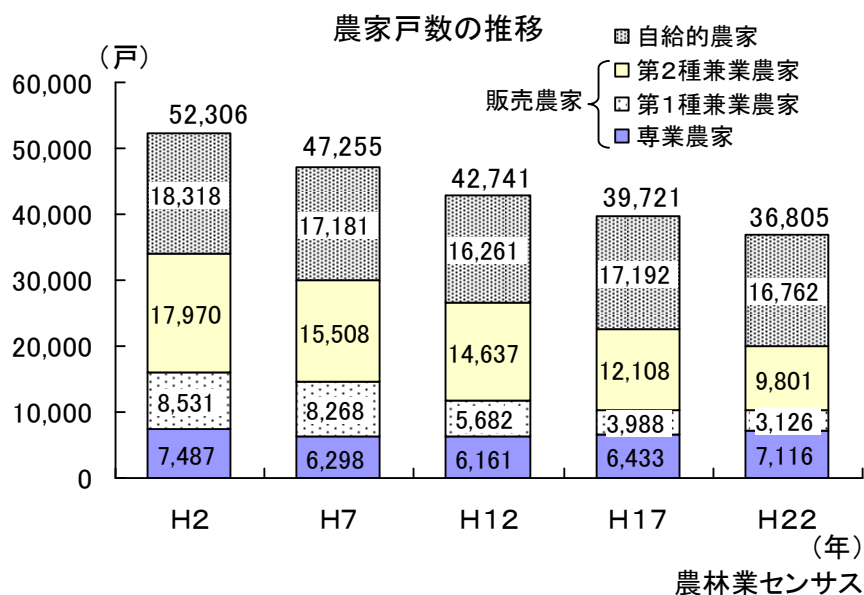
3 本県農業・農村の現状

(1) 農業者

① 農家戸数

平成 22 年の農家戸数は 36,805 戸で、平成 17 年に比べ 7%減少しています。内訳をみると、販売農家※1 及び自給的農家※2 とともにやや減少しています。

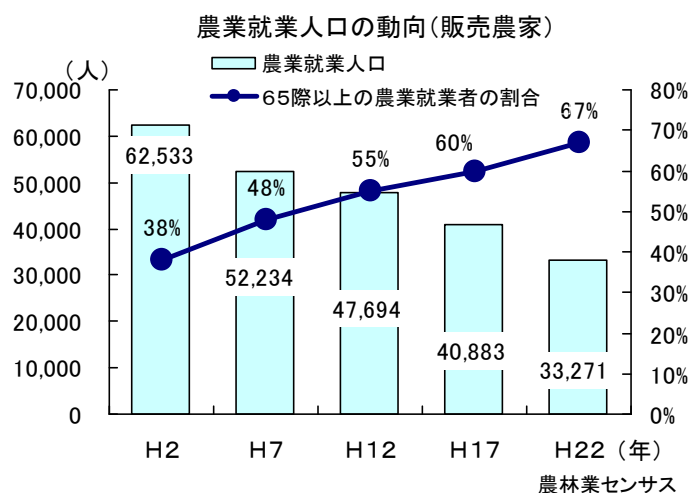
- ※1 販売農家：経営耕地面積 30a 以上又は農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家
- ※2 自給的農家：経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家



② 農業就業人口

平成 22 年の農業就業人口※1 は 33,271 人で、平成 17 年に比べ 19%減少しています。このうち 65 歳以上の農業就業者の割合が平成 22 年には 67%となり、高齢化が進んでいます。

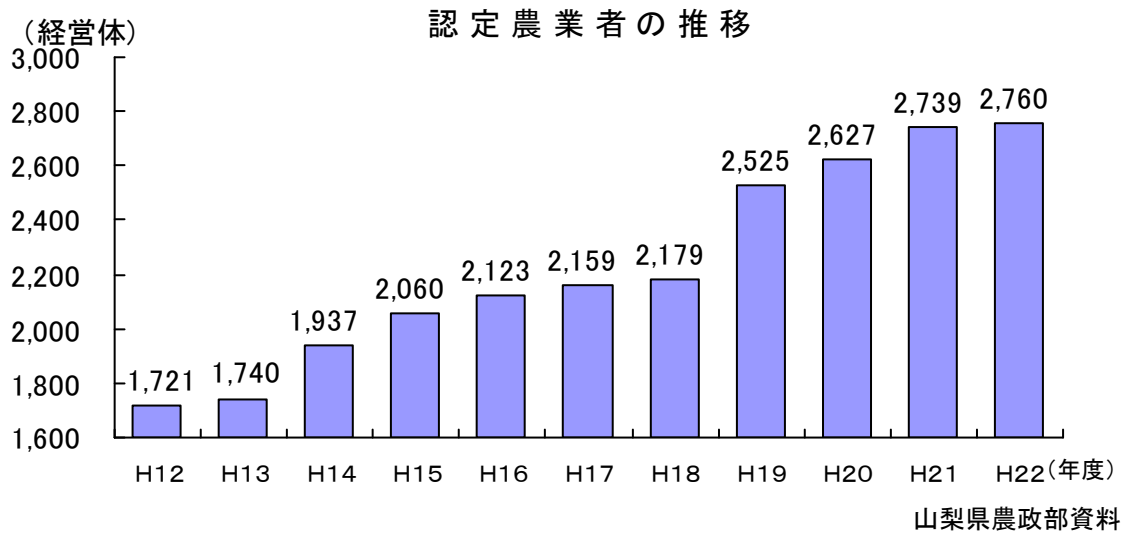
- ※1 農業就業人口：自営農業に従事した世帯員のうち、1 年間に自営農業のみに従事した者、又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者



③ 認定農業者

農業生産の中核を担う認定農業者※1は、平成22年度末で2,760経営体で増加傾向にあります。

※1 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づいて、市町村が認定する効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者

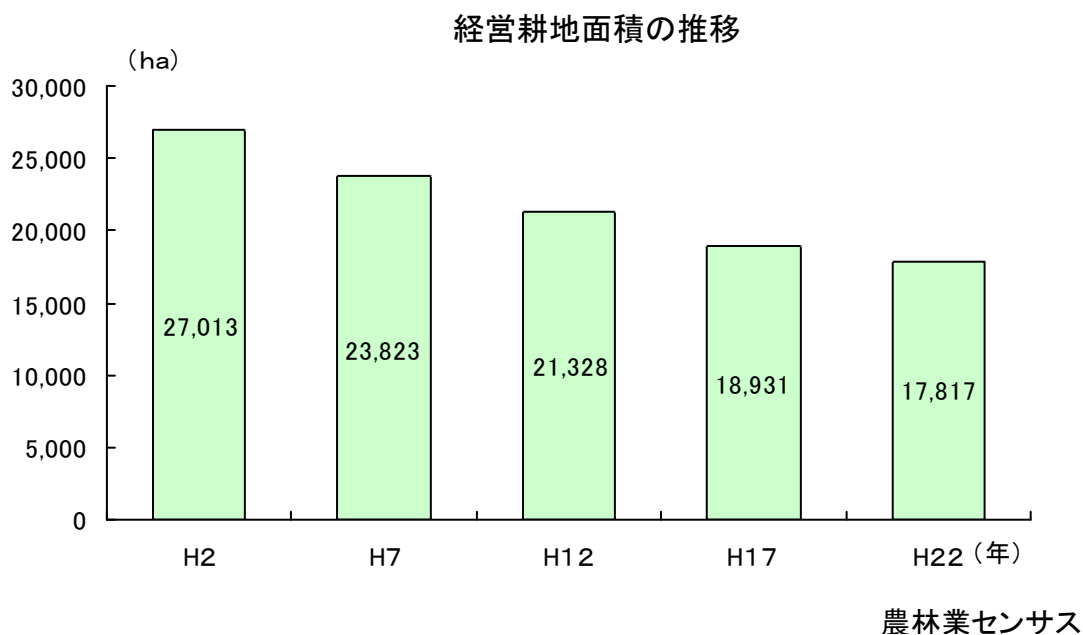


(2) 耕地

① 経営耕地面積

平成22年の経営耕地面積※1は17,817haとなっており平成17年に比べ6%減少しています。

※1 経営耕地面積：農家（経営耕地面積10a以上又は農業生産物の総販売額が年間15万円以上あった世帯）が経営する耕地の面積



② 耕地の整備状況

水田については、峡北地域を中心に整備が進んでおり、平成21年度までの水田の整備率は61.9%となっています。

一方、畑地の整備は水田に比べて遅れており、平成21年度までの畑地の整備率は、20.6%にとどまっています。

水田及び畑地の整備済面積※1と整備率※2

地目	地目別耕地面積の 県計	平成17年度まで		平成19年度まで		平成21年度まで	
		整備済面積	整備率	整備済面積	整備率	整備済面積	整備率
水田	8,770ha	5,289ha	60.3%	5,423ha	61.8%	5,427ha	61.9%
畑地	16,050ha	2,964ha	18.5%	3,097ha	19.3%	3,303ha	20.6%

※1 整備済面積：区画整理等の基盤整備を実施した耕地面積

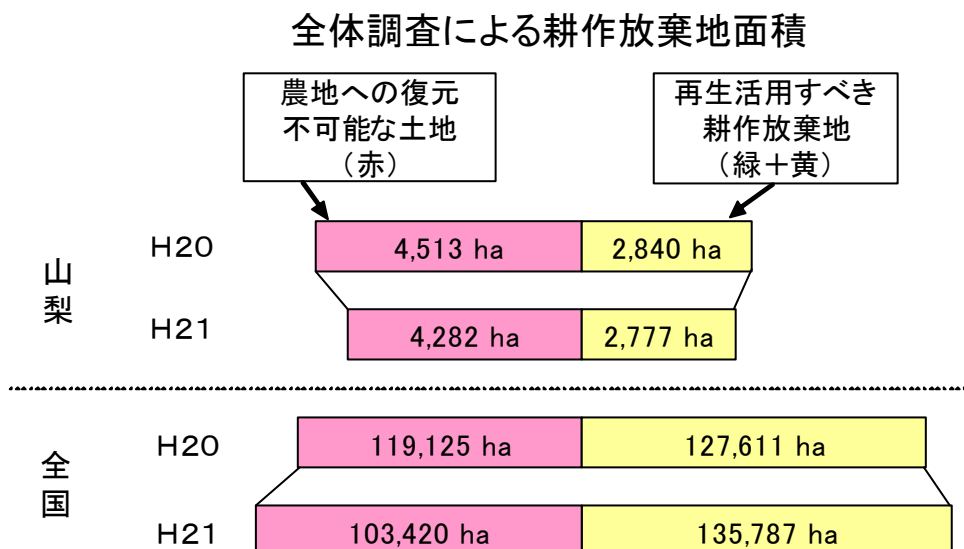
※2 整備率：整備済面積／地目別耕地面積

山梨県農政部資料

③ 耕作放棄地面積

平成 20 年度から、農業委員会の現地確認に基づく「耕作放棄地全体調査」※1を実施しており、耕作放棄地一筆ごとの実態把握がなされています。

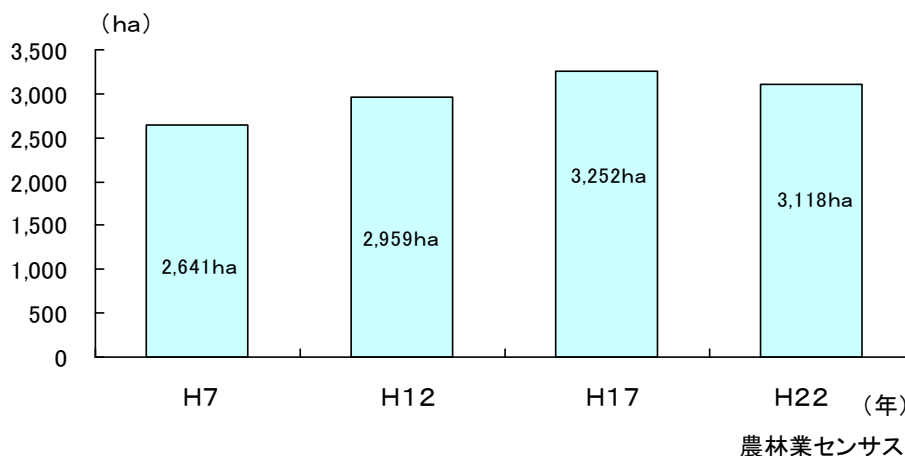
これによると、本県において再生活用すべき耕作放棄地面積は、平成 21 年度には 2,777ha で、前年度に比べ 63ha 減少しています。



※1 耕作放棄地全体調査により把握した土地は、以前耕地であったもので、実際の土地の状況からみて、現状では耕作できないものと市町村等が判断した土地で、農家の耕作の意思は確認していない。
 荒廃の程度等によって、緑：草刈り等で耕作可能、黄：基盤整備等を行えば農地利用可能、赤：農地への復元不可能、に3区分し、緑と黄の区分を対象に再生活用の施策を展開することとしている。

従来から耕作放棄地の指標として用いられてきた農林業センサス※2においても、本県の耕作放棄地面積は増加から減少に転じ、平成 22 年は 3,118ha となっています。

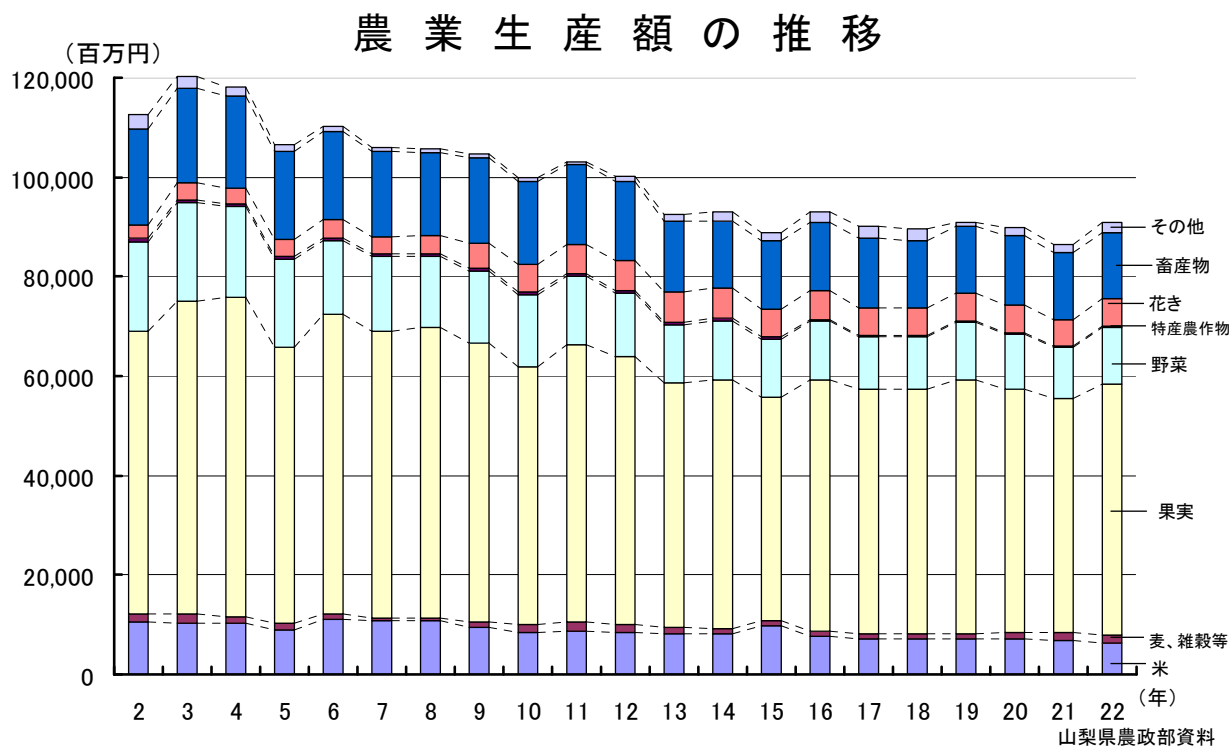
農林業センサスによる耕作放棄地面積の推移



※2 農林業センサスにおける「耕作放棄地」は、「以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を作付けしていない土地のうち、この数年間に再び作付けする考えのない土地」（原野化しているものは含めない。）との定義の下、農家等の意思に基づき調査、把握したもの。
 このため、全体調査が対象としている土地とは一致していない。

(3) 農業生産

平成22年の農業生産額は、908億9千6百万円となっており、平成17年に比べ0.8%増加しています。果実が505億円で全体の55.6%を占め、続いて畜産物が132億円で14.5%、野菜が113億円で12.5%となっています。



農業生産額

単位：百万円、()は構成比%

項目	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2
米	10,570 (9.4)	10,832 (10.2)	8,547 (8.5)	7,137 (7.9)	6,337 (7.0)
麦、雑穀等	1,457 (1.3)	646 (0.6)	1,531 (1.5)	1,060 (1.2)	1,542 (1.7)
果実	57,064 (50.7)	57,540 (54.3)	54,001 (53.9)	49,133 (54.4)	50,543 (55.6)
野菜	17,851 (15.9)	14,954 (14.1)	12,518 (12.5)	10,629 (11.8)	11,333 (12.5)
特産農作物	2,922 (2.6)	788 (0.7)	536 (0.5)	324 (0.4)	282 (0.3)
花き	2,750 (2.4)	3,635 (3.4)	6,088 (6.1)	5,548 (6.2)	5,427 (6.0)
畜産物	19,301 (17.2)	17,029 (16.1)	15,924 (15.9)	14,003 (15.5)	13,225 (14.5)
その他	576 (0.5)	587 (0.6)	1,067 (1.1)	2,344 (2.6)	2,207 (2.4)
計	112,491 (100.0)	106,011 (100.0)	100,212 (100.0)	90,178 (100.0)	90,896 (100.0)

山梨県農政部資料

水産業生産額

単位：百万円

項目	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2
水産業	2,191	1,352	1,248	1,063	1,026

山梨県農政部資料

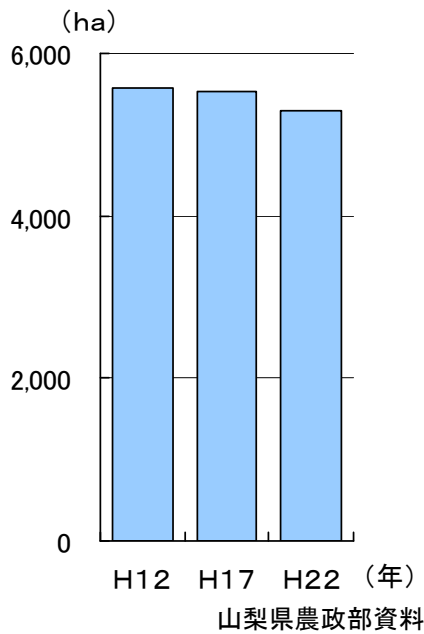
作物別栽培面積

単位：h a

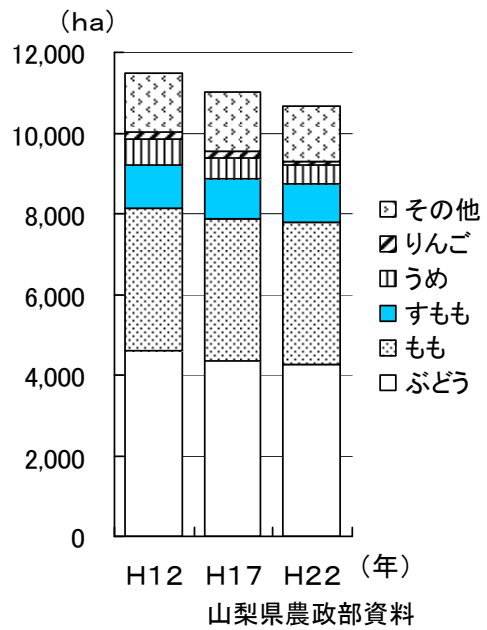
項目	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2
米	7,050	6,708	5,572	5,540	5,290
麦、雑穀等	1,893	1,479	1,447	1,234	1,086
果 実	13,500	12,600	11,500	11,000	10,674
野 菜	4,995	4,367	3,860	3,476	3,171
花 き(a)	115	126	154	159	157

山梨県農政部資料

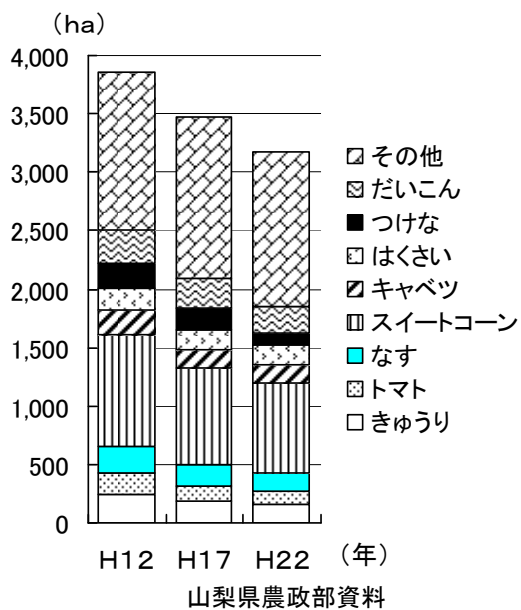
水稻作付面積



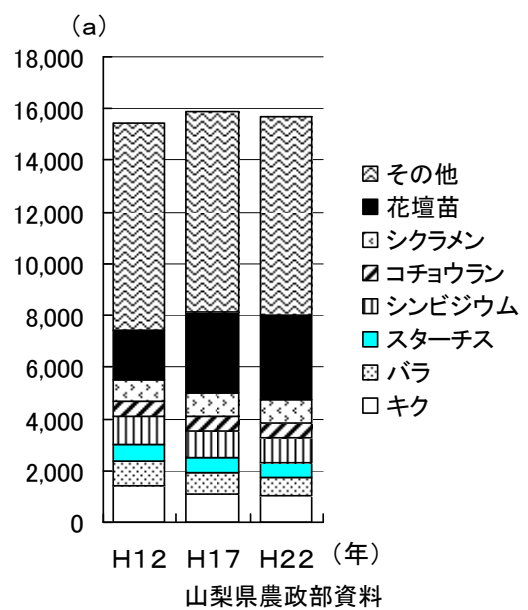
果樹品目別栽培面積



野菜品目別作付面積



花き品目別作付面積

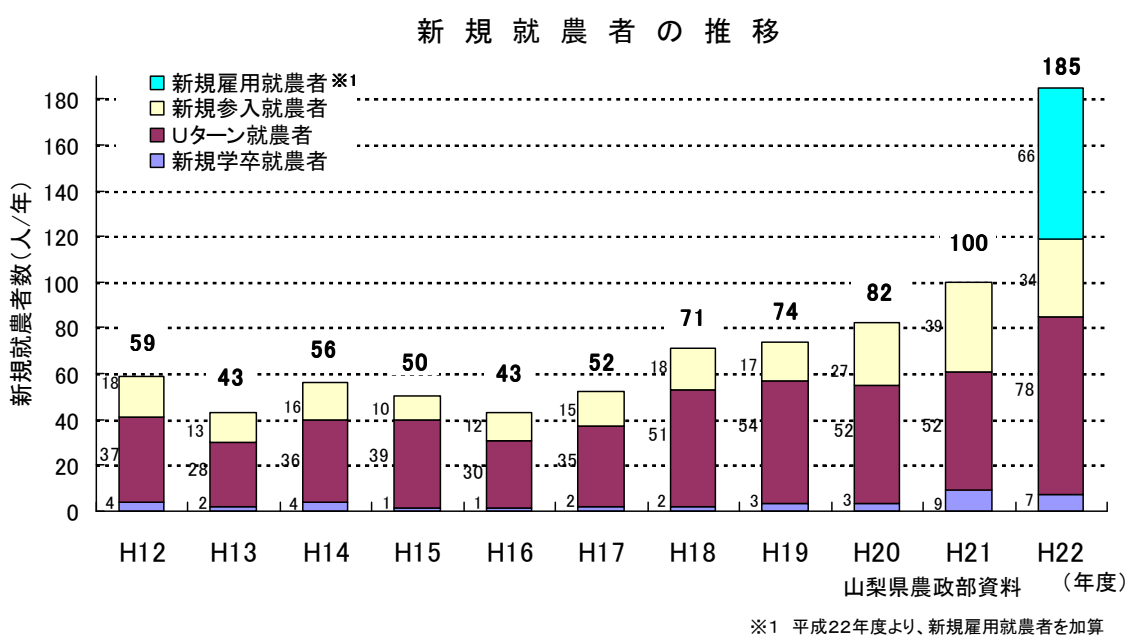


(4) 近年の特徴

① 新規就農者

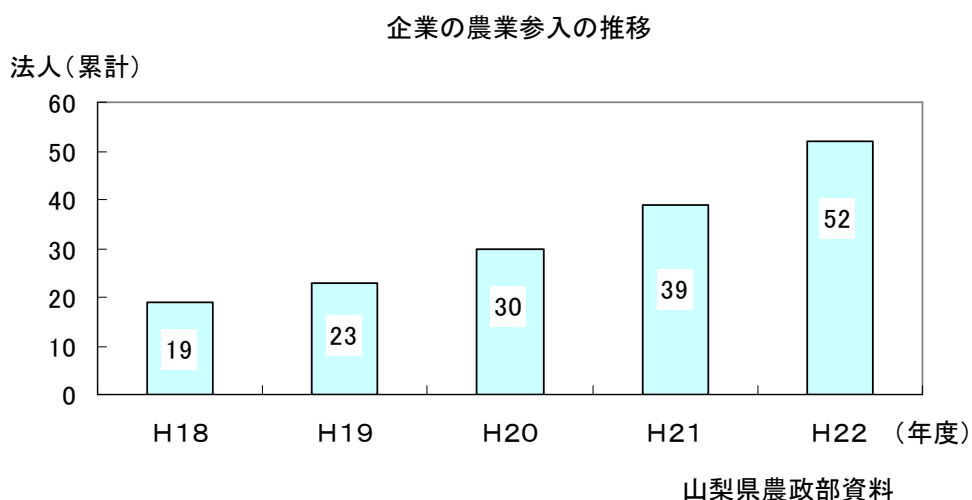
新規就農者は、平成12年度から平成17年度までの5年間は、年間50人前後で横ばい状態でしたが、それ以降は増加し、平成21年度には30年ぶりに100名に達しました。

平成22年度には、新規自営就農者119名、農業法人等への新規雇用就農者66名を加えると185名が新たに就農しました。就農形態別では新規学卒就農者の割合が少なく、Uターン就農者や新規参入就農者が多い傾向にあります。



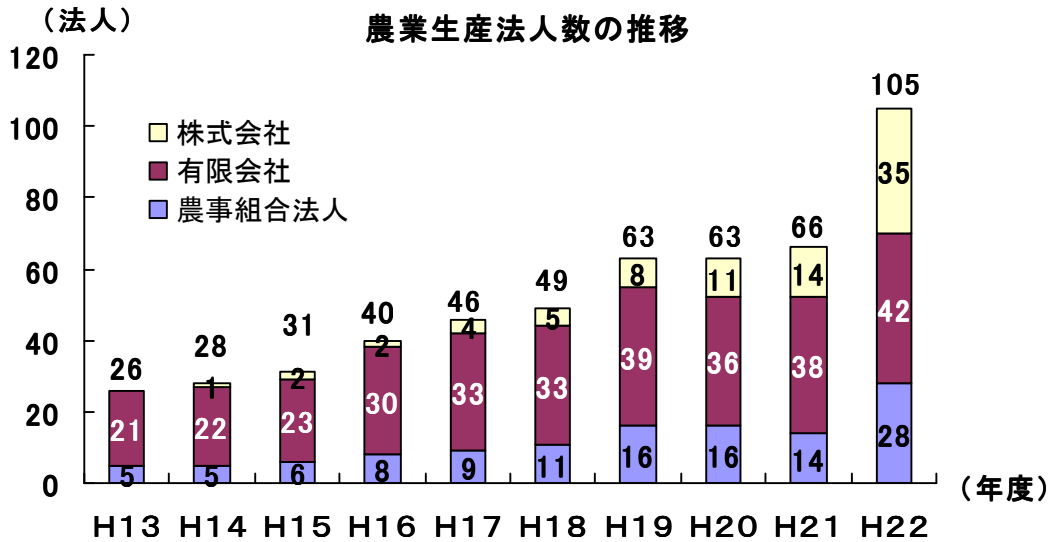
② 企業の農業参入

農業に参入する企業は、農地法の改正によって、条件付きで一般法人等の農地借入が可能になったこと等を背景として、増加傾向にあります。



③ 農業生産法人

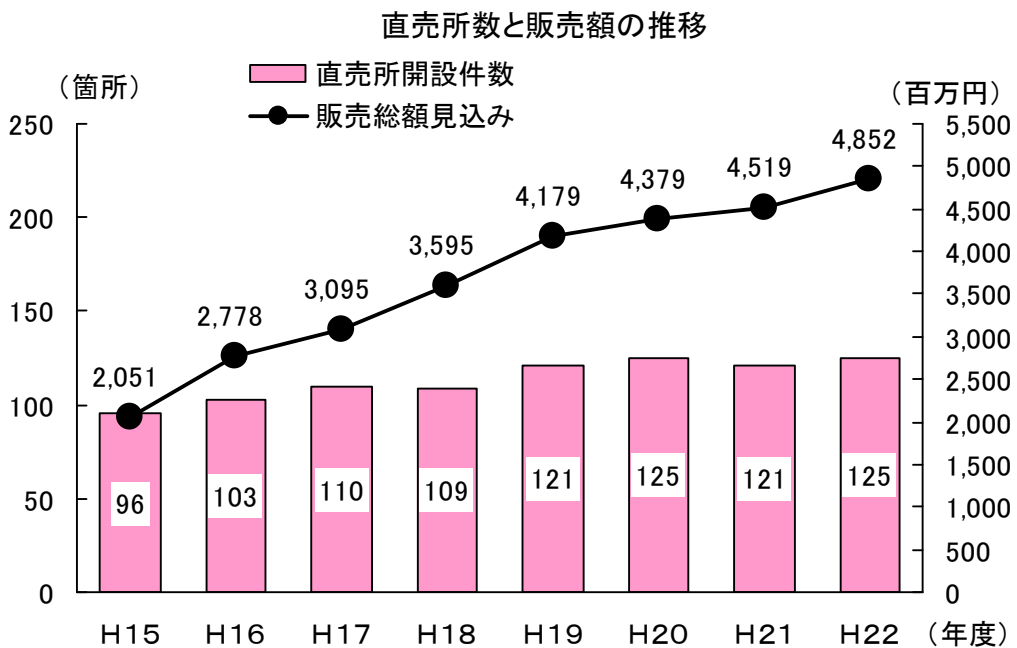
農地の所有や借入が可能な農業生産法人は、平成 13 年度の 26 経営体から平成 22 年度には 105 経営体に増加しています。



山梨県農政部資料

④ 農産物直売所

直売所数は増加傾向にあり、平成 15 年度の 96 箇所から平成 22 年度は 125 箇所増加し、農産物の販売額も増加しています。

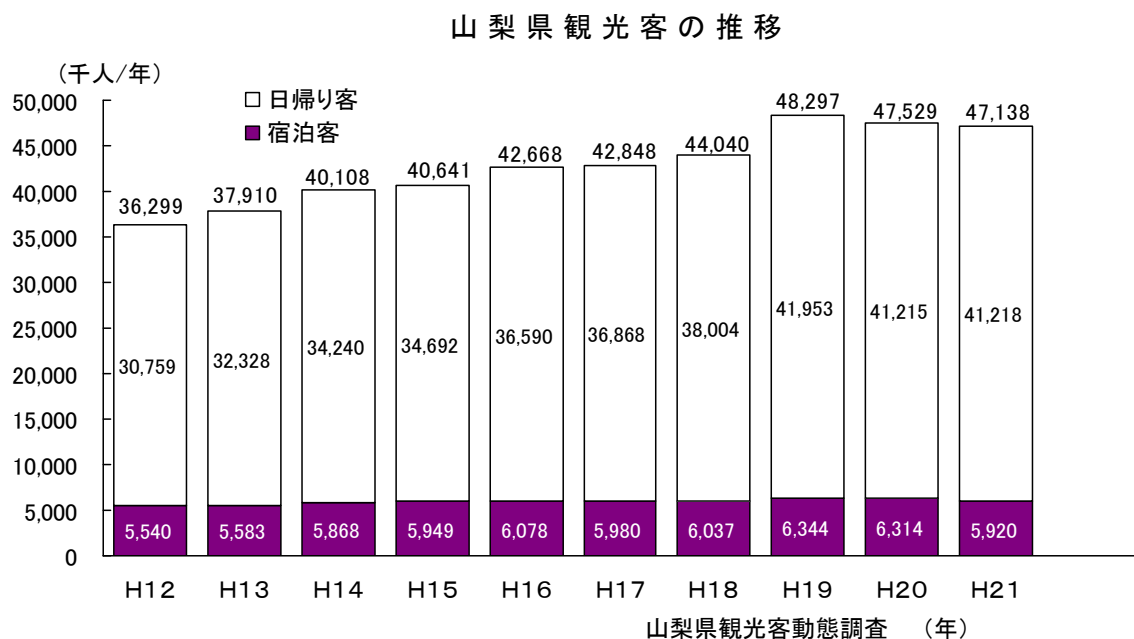
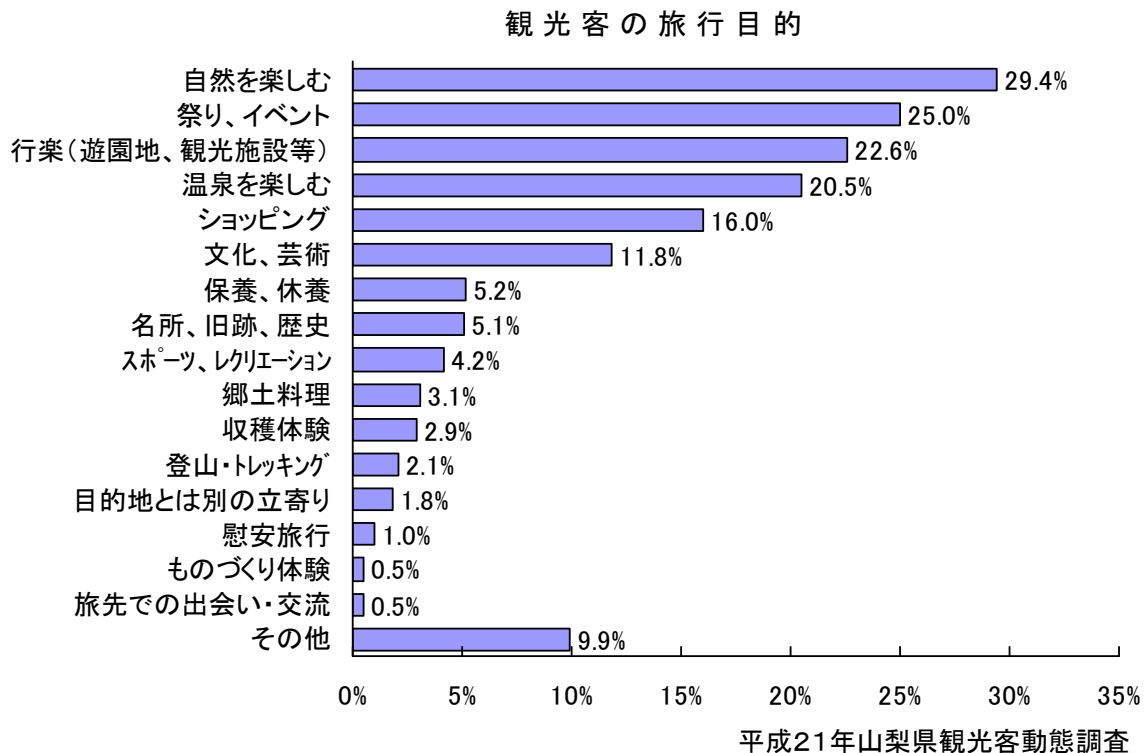


山梨県農政部資料

⑤ 観光目的の多様化

本県を訪れる観光客の旅行目的をみると、「行楽」、「温泉を楽しむ」等一般的な観光のほか、「自然を楽しむ」をはじめ、「祭り、イベント」、「郷土料理」、「収穫体験」等、農村景観や農村資源にふれ合うことも目的となっています。

一方、本県を訪れる観光客の数は、長引く経済不況等の影響を受け、平成19年をピークに、ほぼ横ばいの傾向を示しています。



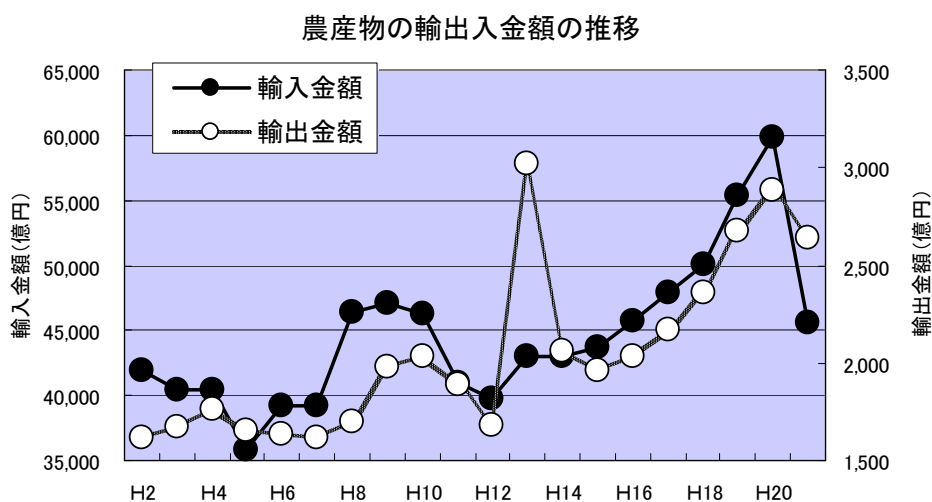
4 農業・農村を取り巻く情勢

(1) 国際化の進行

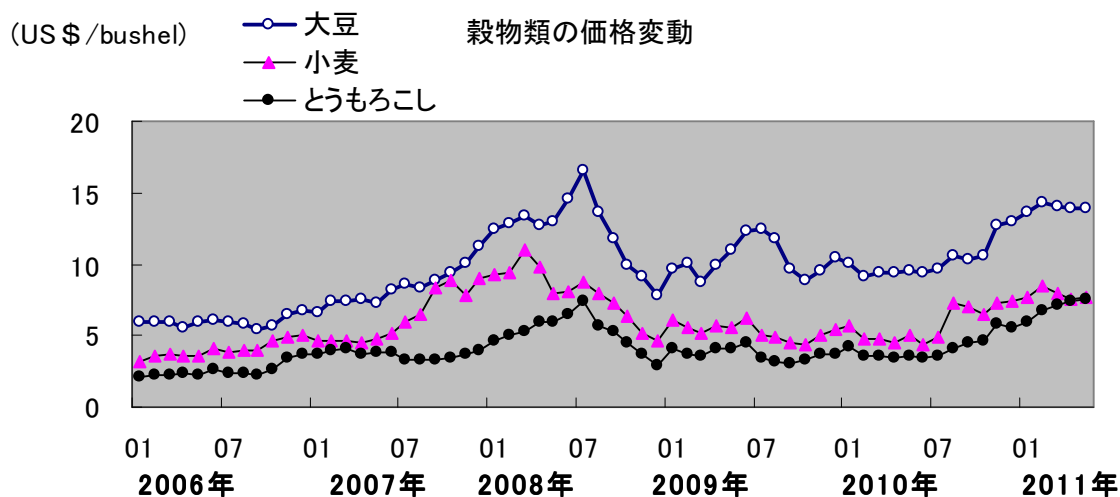
近年、社会や経済のあらゆる分野で国際化が進み、農業分野においても、WTO（世界貿易機関）農業交渉や、FTA（自由貿易協定）交渉、EPA（経済連携協定）交渉等、貿易の自由化に向けた動きが進展しており、国では、TPP（環太平洋連携）協定への参加について検討されています。

一方、経済発展の著しいアジア諸国へは、日本からの高品質な農産物の輸出量が増加する等、海外市場への販路拡大に期待が高まっています。

また、世界的な人口の増加、中国・インドなど新興国の経済発展、バイオ燃料の増加等により食料・農産物需要が高まり、とうもろこし、小麦、大豆等の国際相場が上昇し、食料や飼料の安定確保が課題となっています。



農林水産省：農林水産物輸出入概況



米国農務省資料

(2) 農業参入規制の緩和

経済の活性化を図るため、諸規制の緩和や撤廃が進められ、地域の特徴を活かした自主的な取組が活発化してきています。県内でも、構造改革特区制度を活用した農業生産法人以外の法人の農業参入やNPO法人による農村資源を活用した都市農村交流等の事例があります。

こうした中、農業経営基盤強化促進法の改正（平成 17 年 9 月施行）により、農地リース特区が全国展開され、活用すべき農地が相当程度存在する区域において、農業生産法人以外の法人の農業参入が可能となりました。

さらに、農地法の改正（平成 21 年 12 月施行）により、解除条件付きで一般法人等の農地の借入が可能となり、法人の農業参入は大幅に増加しています。

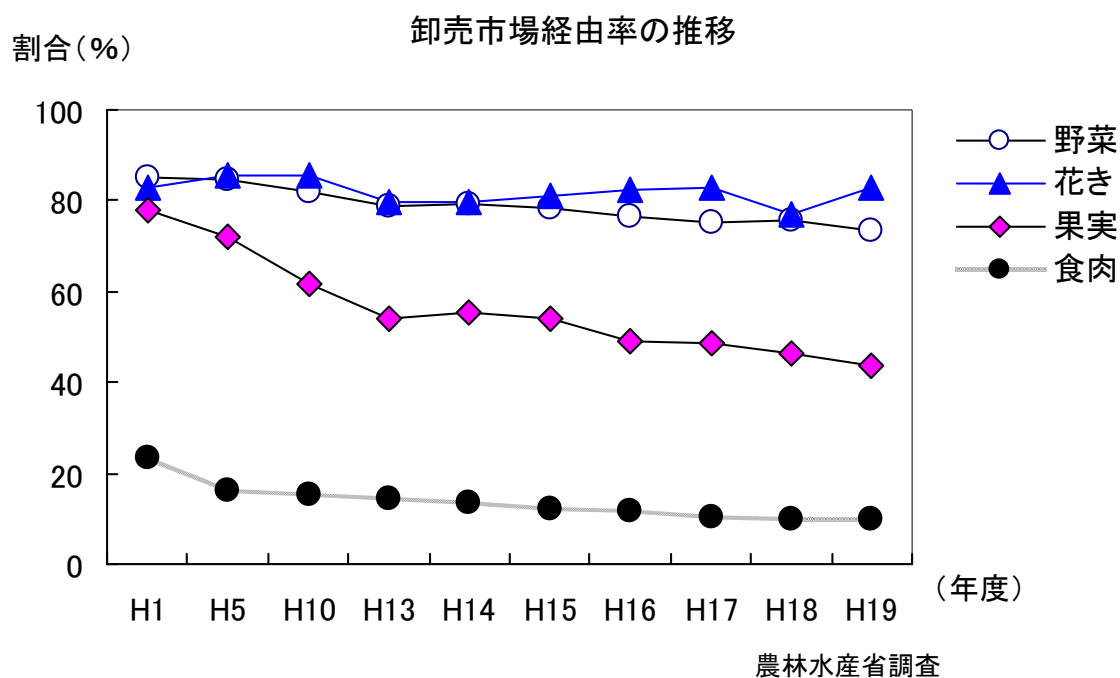
	法人数	借入面積
改正農地法施行前① (H15.4~H21.12) (約6年9ヶ月)	436 法人	1,356 ha
改正農地法施行後② (H21.12~H22.6) (約7ヶ月)	144 法人	504 ha
合計 (①+②) ※1	580 法人	1,886 ha

※1 : 借入面積については、①の法人が、改正農地法施行後新たに借り入れた農地があるため、個々の数値と合計が一致しない。

農林水産省資料

(3) 農産物流通の変化

現在、青果物の約6割が卸売市場を経由して流通していますが、最近では直売所や宅配、さらにはインターネットを活用した直接販売が増加する等、流通システムの多様化が進展しており、果実を中心に卸売市場経由の割合が低下傾向にあります。

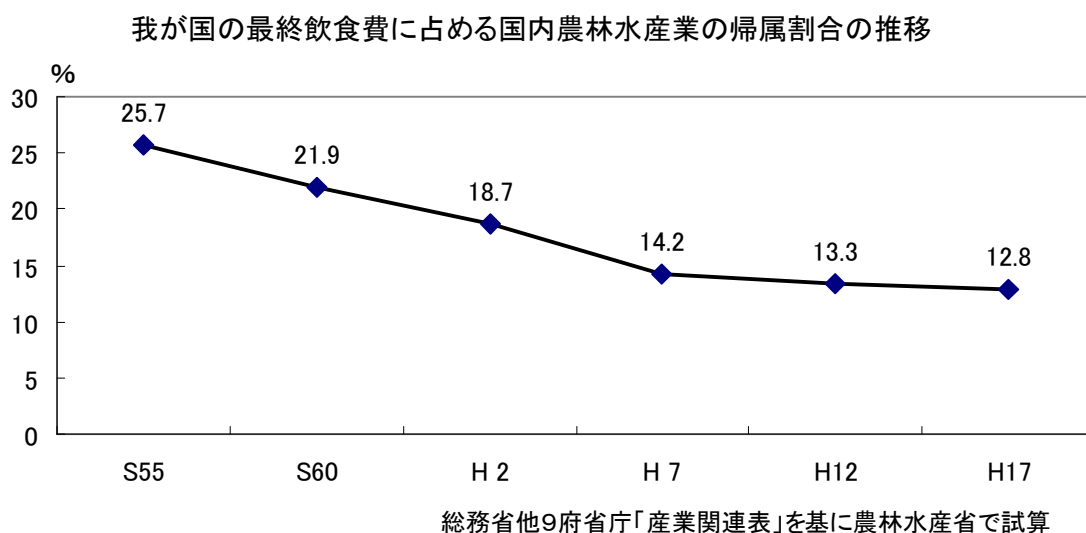


(4) 6次産業化の必要性

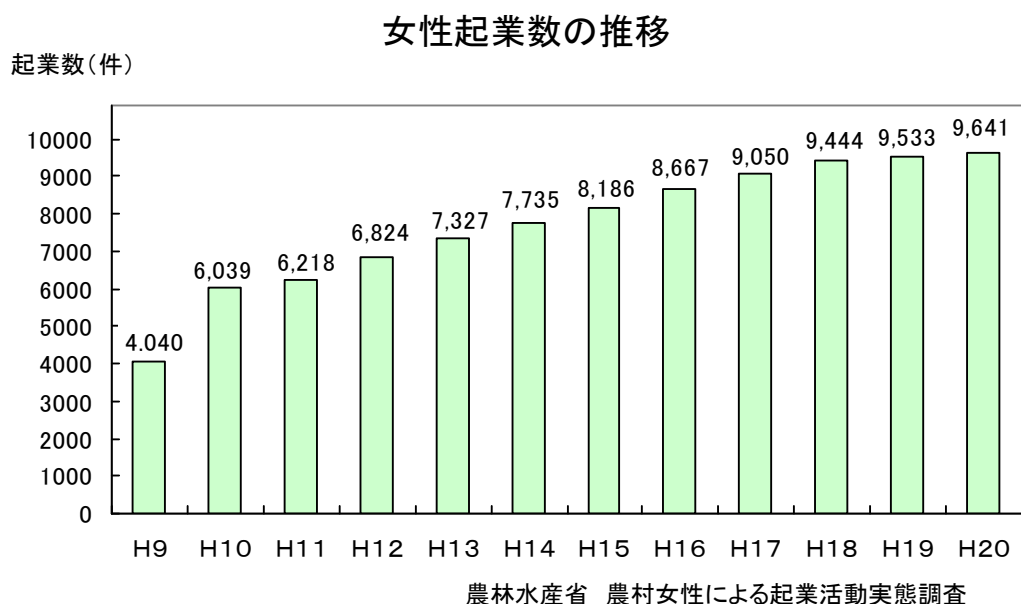
我が国の飲食費に占める国内農林水産業（1次産業）の帰属割合が昭和55年の25.7%から平成17年には12.8%と年々減少しています。このことは、農産物を生産し、販売するだけでは、十分な収入が得られにくくなっていることを表しています。

今後、農業や農村の再生・活性化を図っていくためには、農業サイドが自ら生産（1次）・加工（2次）・販売（3次）を一体化した地域ビジネスを展開し、新たな業態を創出する「農業・農村の6次産業化」※1を推進していくことが重要となっています。

※1 6次産業 = 1次産業 × 2次産業 × 3次産業



近年、農村女性による農産物の加工・販売等の起業活動が増加しており、農村において女性が積極的に活動する動きが増加しています。

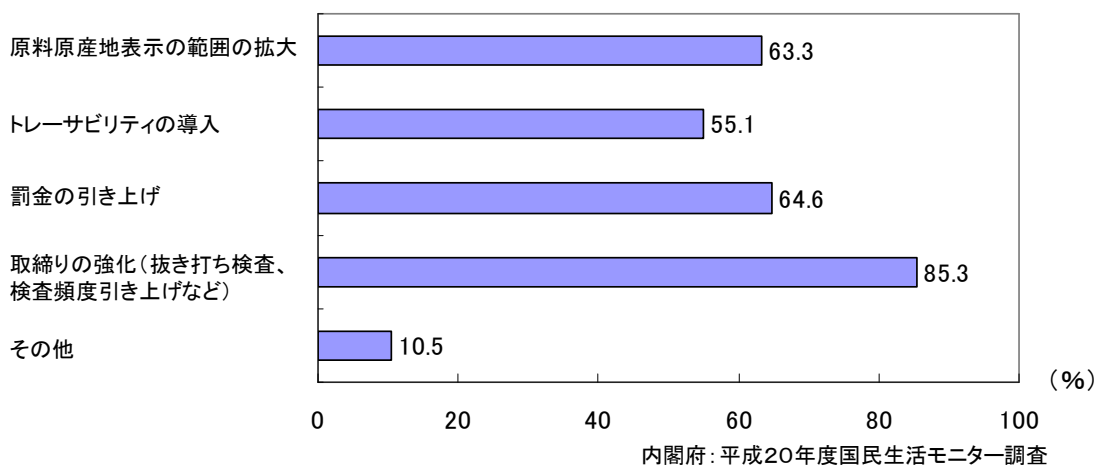


(5) 食の安全・安心への関心の高まり

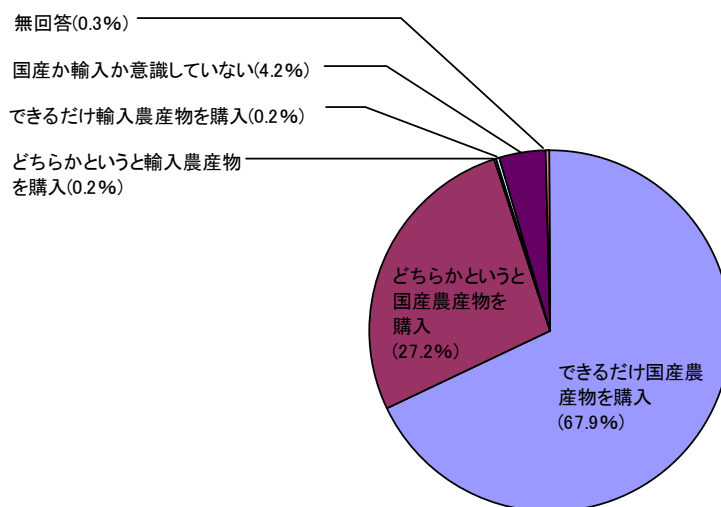
事故米の発生、食品の不適正な表示、輸入食品への有害物質の混入等、食を巡る一連の問題により、食の安全・安心に対する消費者の関心は一段と高まっています。

こうした中、平成 18 年 5 月に改正食品衛生法が施行され、全ての食品について一定量以上の農薬等が残留する場合、その販売等を禁止する「ポジティブリスト制度」が導入されました。さらに平成 22 年 10 月の米トレーサビリティ法の施行により、取引等の記録の作成等が義務化されるなど、食の安全・安心に向けた法整備が進んでいます。

食の安全の確保のために今後必要な対策(複数回答)



国産農産物と輸入農産物に対する意識(消費者モニター)



農林水産省：食品及び農業・農村に関する意識・意向調査

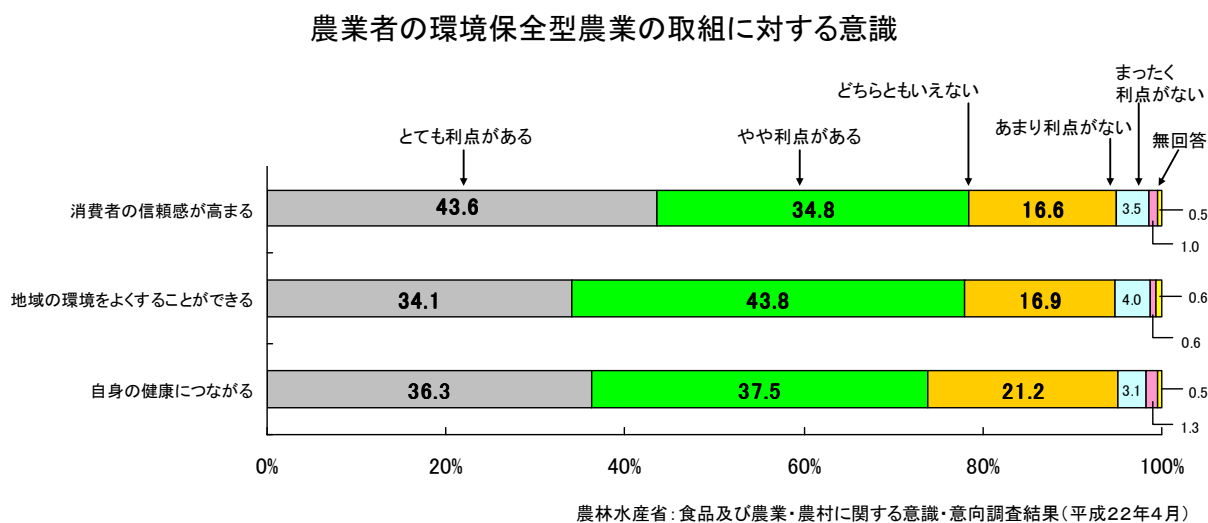
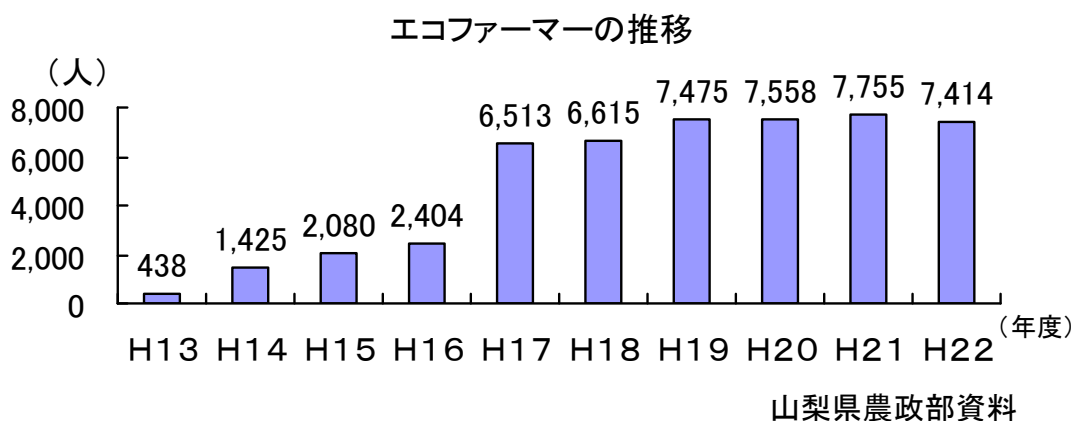
(6) 環境問題への関心の高まり

化石資源や水資源の枯渇、温暖化、オゾン層の破壊等による環境への影響が危惧される中、環境問題に対する国民の関心は非常に高く、経済社会を環境に配慮した持続可能なものに転換していく取組が求められています。

農業生産においても、農業が持つ自然循環機能の活用や、環境保全を重視した生産方式への転換等の取組が重要となっています。

本県における農業者の意識は高く、エコファーマー※1が増加しており、平成21年度における販売農家に占める割合は34.4%で全国第1位となっています。

※1 エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年7月施行）」に基づき、都道府県知事から、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者



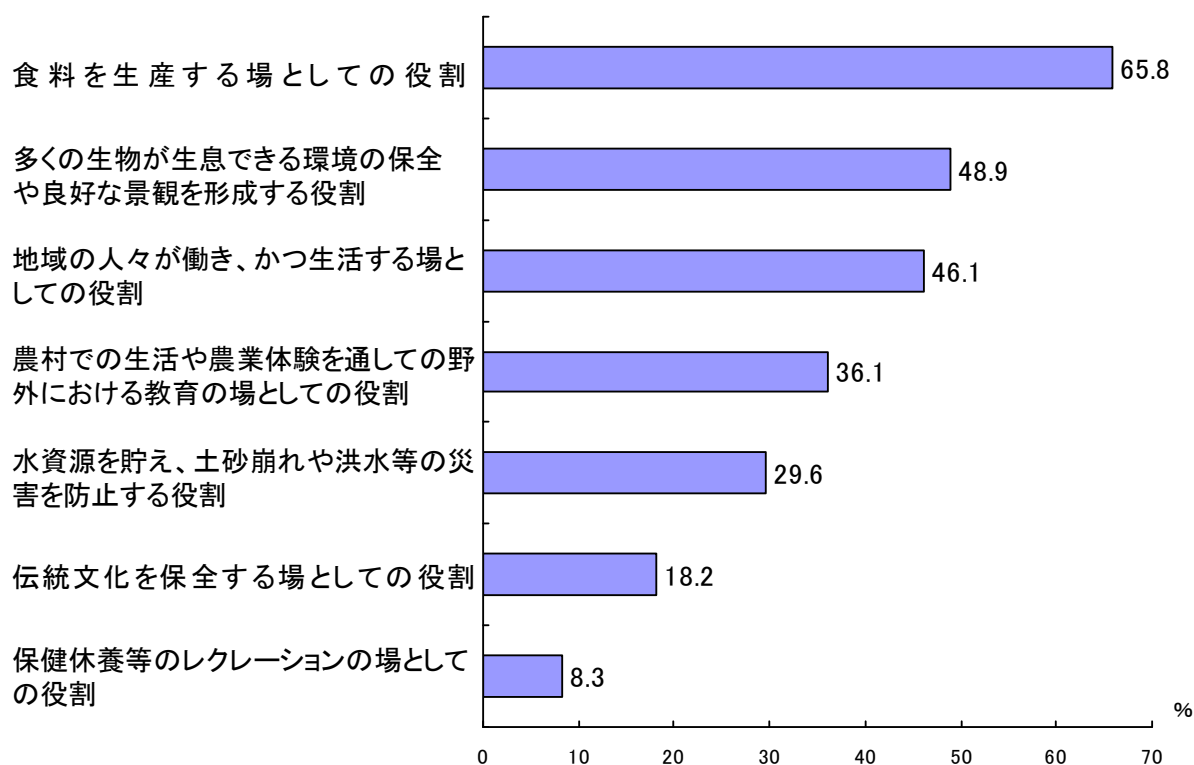
(7) 農業の多面的機能に対する期待の高まり

農業は、食料の供給機能だけでなく、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった多面的機能を有しています。近年、ゆとり、安らぎ、心の豊かさ等の価値観が重視されるようになり、多面的機能が発揮された個性的、特徴的な農村空間に対する期待が高まっています。

こうした中で、中高年を中心に都市と農山漁村地域での二地域居住や、若者を中心に農山漁村地域に定住の願望を持つ人が多くなっています。

一方、過疎化や高齢化等により、これら多面的機能の発揮に必要な生産活動や集落機能が低下しており、多面的機能の維持、向上に対し農業者や地域住民等に理解を求めていくことが重要となっています。

農村の持つ役割に対する意識(複数回答)



内閣府：食料・農業・農村の役割に関する世論調査(平成20年11月)

Ⅲ 本県農業・農村の目指す方向

1 目指す将来像と目標

本県の農業は、東京圏に近い有利な立地条件や変化に富んだ自然条件を活かしながら、農業者のたゆまぬ努力と高度な生産技術の確立等により、全国に誇れる果樹を中心に、水稲、野菜、花き、畜産等の特色ある産地を形成してきました。

しかしながら、近年、こうした農業を支えてきた農業者の減少と高齢化の進行に伴い、農地の減少や耕作放棄地の増加等、生産基盤の脆弱化が進行しています。

これまで農業の担い手は、農家の後継者として親から子に引き継がれてきましたが、今後は、農家の子弟を含め農業に関心がある人たちが、農業に魅力を感じ、職業として農業を選択し、効率的かつ安定的な経営を実現し、将来に期待が持てるようにしなければなりません。

このため、担い手の経営力の向上、産地基盤の強化、販路の拡大等に総合的に取り組み、「担い手が育つ高収益な農業の実現」を進めていくことが重要です。

また、農村においては、中山間地域を中心に過疎化や混住化が進行し、農村コミュニティの機能の維持が困難となり、農業生産活動の低下をはじめ、鳥獣害の増加、農村景観の荒廃等が進んでいます。

こうした中、国民の価値観が多様化し、ゆとり、安らぎが重視されるようになり、農村の持つ景観や文化、歴史等農村固有の資源への関心が高まっています。

今後は、地域住民との連携や創意工夫の下に、こうした資源の維持と活用を図り、農村に住む人や訪れる人たちが、魅力を楽しむ農村づくりに取り組み、「魅力ある活力に満ちた農村の創造」を進めていくことが重要です。

そこで、「担い手が育つ高収益な農業の実現」と「魅力ある活力に満ちた農村の創造」の2つの目標に向けた取組を行い、農業に携わる人々や農村に住む人々が誇りと自信を持てるような、「未来につながる はつらつとした山梨農業」を本県農業の将来像とします。

2 視点

目標の着実な実現に向けて、2つの視点を踏まえることとします。

・消費者や都市住民との共生の推進

食の安全・安心を求める消費者や農業・農村が持つゆとり、安らぎを求める都市住民との共生を推進する施策を展開していきます。

・農村コミュニティの機能の維持・向上

農業者や地域住民が一体となった農村コミュニティの機能の維持・向上に資する施策を展開していきます。

3 施策の方向

次の6本の柱を中心に各種施策を重点的に推進します。

- 未来を支える多様な担い手づくり
- 戦略を重視した新たな販売ルートづくり
- 次代につながる力強い産地づくり
- 消費者から信頼される安全で優れたものづくり
- 自然と調和した美しい里づくり
- 観光と連携したふれあいの里づくり

やまなし農業ルネサンス大綱の構成

【将来像】

【目標と視点】

【施策の方向】

未来につながるはつらつとした山梨農業

【 目標 】

担い手が育つ
高収益な農業
の実現

【視 点】

○ 農村コミュニティの機能の維持・向上
○ 消費者や都市住民との共生の推進

【 目標 】

魅力ある活力
に満ちた農村
の創造

1 未来を支える
多様な担い手づくり

2 戦略を重視した
新たな販売ルートづくり

3 次代につながる
力強い産地づくり

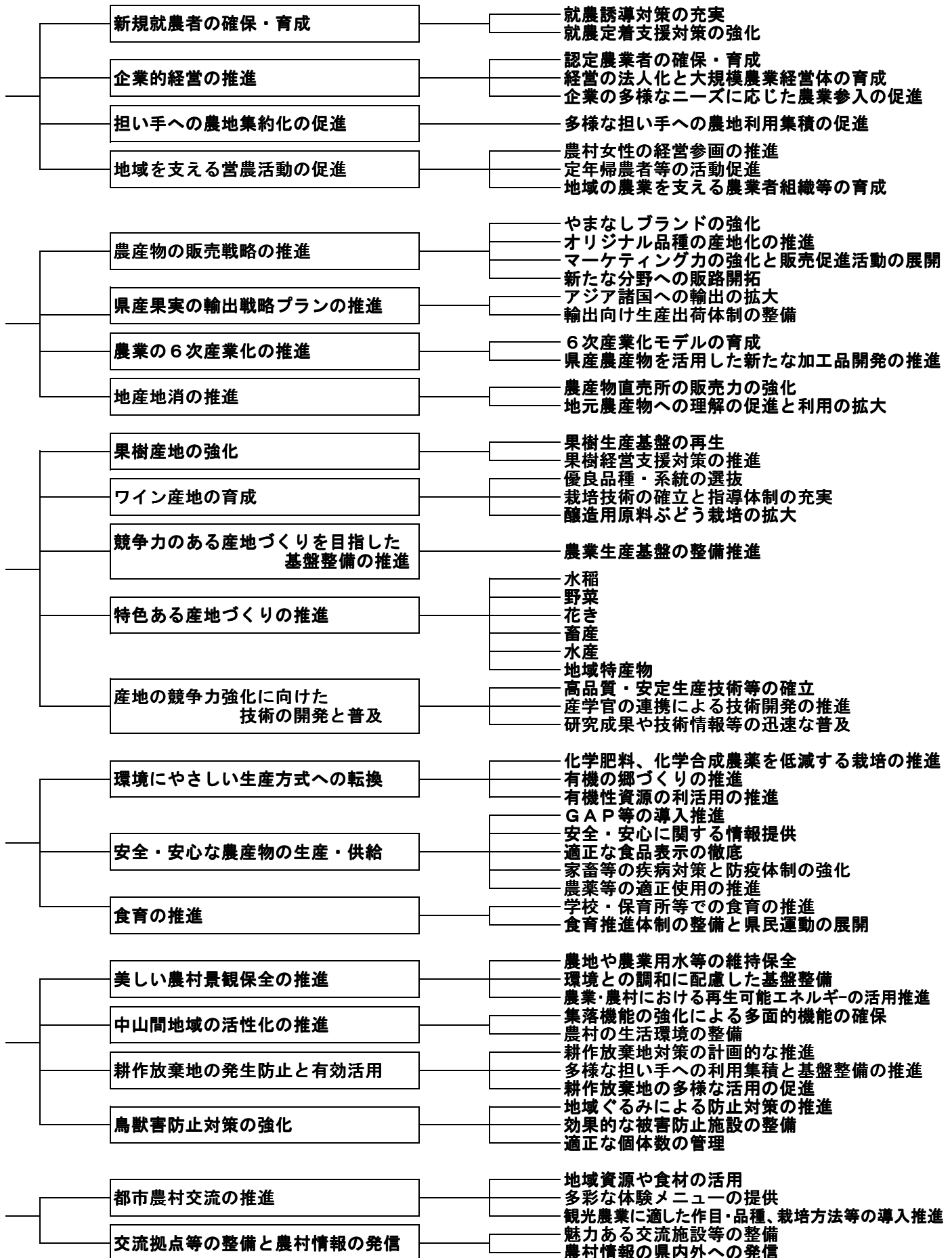
4 消費者から信頼される
安全で優れたものづくり

5 自然と調和した
美しい里づくり

6 観光と連携した
ふれあいの里づくり

【施策の方向】

【具体的な推進事項】



IV 施策の方向

本県農業の目標を実現するため、施策の方向や重点的に取り組む推進事項、数値目標、平成23年度から26年度までの4年間の工程表等を示します。

1 未来を支える多様な担い手づくり

本県農業は、近年、農家数の減少や農業従事者の高齢化に伴う、耕作放棄地の増加、農業生産活動の低下等、多くの課題を抱えています。

こうした中、農業への関心の高まりを反映し、雇用就農を含め新規就農者が増加傾向にあり、また、経営の効率化を目指した法人の設立や、多様なニーズを持った企業の農業参入が進んでいます。

そこで、本県農業が将来にわたって持続的に発展していくには、このような農業への追い風を的確に捉え、農家子弟や農業に関心を持つ若者の就農、農業法人等への雇用就農を促進するとともに、本県の中核的な担い手として認定農業者や農業生産法人の育成、企業の農業参入を推進します。

また、家族経営を担っている農村女性や定年帰農者等の活動の促進に加え、地域の状況に応じた農作業受託組織の育成等、本県農業の未来を支える多様な担い手づくりを進めます。

【数値目標】

項目	単位	基準(H18)	現状(H22)	目標(H26)
年間新規就農者数 ※1	人	71	185	250
農業生産法人数	法人	50	105	140
認定農業者数	経営体	2,179	2,760	3,000
大規模農業経営体育成数 ※2	経営体	7	17	25
農業参入企業の数	経営体	19	52	100
企業の農園づくり実施企業数 ※3	社	—	10	50
担い手への農地の集積率 ※4	%	21	25	30
農村女性の起業グループ数	グループ	40	43	50

※1 年間新規就農者数の現状(H22)及び目標数値(H26)は、新規自営就農者数＋新規雇用就農者数

※2 大規模農業経営体：経営規模10ha、又は農業生産額1億円以上を目指す経営体

※3 企業の農園づくり：農業・農村を社会貢献や社員教育、福利厚生の場として活用する企業の取組

※4 農地の集積率：効率的かつ安定的な農業経営者の経営面積が、当該地域において利用されている農用地面積に占める割合

(1) 新規就農者の確保・育成

本県の農業を支える担い手を確保・育成するには、若年層を対象に農業や農村への理解を深めるとともに、農家の子弟に加え、IターンやUターン、農外からの意欲ある新規就農者、さらには定年退職者等も含めた幅広い人材を対象とした確保・育成対策が必要です。

このため、県就農支援センターの就農相談や農業大学校における研修教育等の充実、農業者と一体となった就農定着支援対策の強化を図ります。

① 就農誘導対策の充実

- 県就農支援センターにおいて、就農に関する研修や農地、住宅、資金等の情報提供を行うとともに、就農支援マネージャーによる県内外での相談会の開催等、就農相談活動を展開します。
- 農業法人等への雇用就農を促進するため、就農支援センターが求人情報の提供など無料職業紹介業務を行います。
- 農業大学校の教育をより効果的に進めるため、農業系県立高校との交流連携を進めます。また、農業者として必要な実践能力を養成するため、ほ場における実習や先進農家での派遣実習等の充実を図ります。
- 農業経験の浅い就農希望者等のニーズに対応するため、農業大学校において、実践的な短期研修ができる「就農トレーニング塾」を実施します。
- 農業大学校において、職業として農業を希望する離職者や転職者等を対象とした職業訓練を実施します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 就農支援センターによる県内外での相談活動の実施	10回	10回	10回	10回	関連する数値目標 ・年間新規就農者数
○ 就農トレーニング塾の実施	4講座	4講座	実施		
○ 農業大学校における職業訓練の実施	50名	50名	50名	50名	

② 就農定着支援対策の強化

- 農家子弟や新規参入者が、先進農家等のアグリマスターの下で、生産から流通、販売までの一貫した研修を受けることができる就農定着支援制度により、スムーズな就農を推進します。
- 本県での就農や農業法人への就業を目指す都市住民等の農業生産活動や地域活動を支援します。
- 農務事務所ごとに、市町村、JA等の協力を得て設置したニューファーマー応援チームによって、新規就農者が担い手として地域に定着するまで、生産技術や農地、住宅、資金等に関する支援を行います。
- 就農時の初期投資の軽減を図るため、就農支援資金等の活用を促すとともに、市町村等と連携を図り、就農に必要な農業機械や施設の確保を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 就農定着支援制度の推進	→	→	→	→	関連する数値目標 ・年間新規就農者数
	→	→	→	→	
アグリマスターの委嘱、活動支援	→	→	→	→	
研修生の就農定着に向けた支援 25名	→	25名	支援	→	
○ 都市住民等の県内での就農・定着支援	→	→	→	→	
	→	→	→	→	
研修生40名	→	支援	→	→	
○ ニューファーマー応援チームによる活動支援	→	→	→	→	
	→	→	→	→	
4チーム	→	4チーム	4チーム	4チーム	
○ 就農支援資金等の活用、機械等整備、ほ場の整備への支援	→	→	→	→	
	→	→	→	→	
随時	→	→	→	→	

(2) 企業的経営の推進

本県農業の中核を担う経営体として引き続き認定農業者を育成するとともに、効率的な経営により持続的、発展的な農業の展開が期待できる農業生産法人や大規模農業経営体の育成等を進め、このような担い手への農地の流動化を促進します。

また、農業を新たなビジネスチャンスの中核として捉え、農業生産に本格的に参入しようとする企業や、農業・農村を社会貢献活動や福利厚生の中核として利用しようとする企業など、企業の多様なニーズに応じた支援を実施します。

① 認定農業者の確保・育成

- 認定農業者を一層確保するため、市町村、農業団体等と連携し、意欲的な農業者の経営改善計画の樹立を指導します。
- 認定農業者の経営改善に向けて、改善目標に合った優良品種や高度な生産技術の導入、農地の利用集積、制度資金や補助事業の活用等のフォローアップを強化します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 経営改善計画の樹立指導	→	→	→	→	関連する数値目標 ・認定農業者数
	→	→	→	→	
60経営体	→	60経営体	60経営体	60経営体	
○ 認定農業者の経営改善に向けた支援	→	→	→	→	
	→	→	→	→	
支援	→	→	→	→	

② 経営の法人化と大規模農業経営体の育成

- 経営の法人化や規模拡大、6次産業化等、企業的経営に取り組む経営体の支援を強化します。
- 経営規模10ha、又は生産額1億円以上の大規模農業経営体を育成するため、プロジェクトチームにより、技術及び経営の向上、農地の集積等に取り組む法人に対して重点支援を実施します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 経営の法人化、規模拡大、6次産業化等への支援	→	→	→	→	関連する数値目標 ・農業生産法人数 ・大規模農業経営体育成数
	法人化支援チームによる支援 8法人	8法人	8法人	8法人	
○ 大規模農業経営体等の育成支援		→	→	→	
		4法人	支援		

③ 企業の多様なニーズに応じた農業参入の促進

- 本格的な農業参入を志向する企業の誘致を進めるため、企業訪問、参入セミナー、個別相談等を通じて、参入時に必要な情報等を提供するとともに、生産技術の習得、資金利用等を支援します。
- 参入予定企業に対しては、市町村・農業委員会等と連携して、営農計画の策定時から、計画の実現性や営農の継続性について指導・助言を行いながら、農地のあっせん、農道やほ場の基盤整備等を支援します。
- 農業・農村を社会貢献や社員教育、福利厚生の中場として活用しようとする企業の取組(企業の農園づくり)を支援するため、企業を受け入れる農村地域の育成やマッチングを推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 参入希望企業への訪問、参入相談の実施	→	→	→	→	関連する数値目標 ・農業参入企業の数 ・企業の農園づくり実施企業数
	40社	支援			
○ 経営安定に向けた参入企業への支援	→	→	→	→	
	15社	定着支援			
○ 企業の農園づくり相談の実施	→	→	→	→	
	50社	計画作成支援			
○ 農園づくり希望企業と農村地域のマッチング	→	→	→	→	
	10件	活動支援			
○ 農地のあっせん、基盤整備等の支援	→	→	→	→	
	随時				

(3) 担い手への農地集約化の促進

農業従事者の高齢化が進行する中、営農の継続が困難となる農地の発生が懸念されています。

一方、新規就農者や参入企業など、新たな担い手の数は増加しつつありますが、これらの担い手に対して必要な農地が十分に貸し出されていない状況が見られることから、貸し手の負担の軽減や貸し手と借り手を結びつける仕組みづくり等、農地利用集積が容易となる環境を整備し、農地の集約を推進することが急務となっています。

このため、農地集約化の推進体制を構築する中で、事業制度の周知・啓発や推進団体等の支援を行い、農地の集約化を促進します。

① 多様な担い手への農地利用集積の促進

- 農地の貸借意向調査に基づく農地情報を希望者へ迅速に提供できるよう、農地の各種情報を地図上に一元化した農地情報に関係機関で共有する取組を支援します。
- 多様な担い手が農地を集約する際の営農条件を改善するため、担い手の意向に応じた簡易な基盤整備や、農地法改正に伴い新規に参入する法人の施設等の整備に対し支援します。
- 農業経営基盤強化促進法の改正により創設された農地利用集積円滑化事業の効率的な推進を図り、農地所有者が貸しやすく、担い手が借りやすい農地集約化を支援します。
- 農地のあっせんや基盤整備等、多岐にわたる施策を円滑に進めるため、市町村や農業委員会、県農業振興公社等の関係機関と連携して、農地集約化に向けた体制整備と体質強化を図ります。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 農地情報の一元管理と活用促進	→	→	→	→	関連する数値目標 ・担い手への農地の集積率
○ 農地を集約するための基盤整備等への支援	→	→	→	→	
○ 農地利用集積円滑化団体の設置及び事業推進支援	→	→	→	→	
○ 農地集約化に向けた推進体制の整備と体質強化支援	→	→	→	→	
	活用促進				
	支援				
	円滑化団体の設置・支援				
	体制整備・支援				

(4) 地域を支える営農活動の促進

本県の農業では、女性農業者や定年帰農者等が農業生産や地域活動において重要な役割を担っており、今後もそれぞれの持つ能力を発揮できるように支援していくことが必要です。

また、各地域における生産活動の強化を図る上で、地域の状況に応じた生産者組織等の育成が必要です。

このため、農村女性による起業等の活動の促進、農業者組織や定年帰農者等への技術指導、農作業受託組織の育成を推進します。

① 農村女性の経営参画の推進

- 家族経営協定の締結や女性認定農業者の育成等により、農村女性が農業経営や地域活動に参画できる環境づくりを推進します。
- 専門家による指導等を通じて、モデル起業グループによる直売や農産物加工品開発等の6次産業化を支援し、農村女性グループの経営改善や起業を推進します。
- 農村女性を対象として、栽培技術や経営管理能力の向上等に向けた研修会を開催するとともに、全国的に活躍する農村女性等との交流を通じて、女性リーダーの育成を図ります。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 家族経営協定の締結支援	→	→	→	→	関連する数値目標 ・農村女性の起業グループ数
	10件	10件	10件	10件	
○ 農村女性グループの事業改善への支援	→	→	→	→	
	4グループ	4グループ	支援		
○ 交流会や研修会等による女性活動への支援	→	→	→	→	
	2回	2回	支援		

② 定年帰農者等の活動促進

- 退職後に本格的な就農を目指す者や、自分の能力に応じて農作業に従事しようとする兼業農家等を対象に、能力に応じた技術講習会等を行います。
- 農業者の作業中の安全を確保するため、農作業の安全研修会の開催等、地域における取組を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 兼業農業者等を対象とした技術講習の実施	→	→	→	→	
	2地区	2地区	2地区	2地区	
○ 農作業安全研修会の開催	→	→	→	→	
	4回	4回	4回	4回	

③ 地域の農業を支える農業者組織等の育成

- JA等と連携する中で、農業後継者グループの育成・支援を図るとともに、JAの生産部会等、地域の農業者組織への技術支援を強化します。
- 果樹産地における農作業の受委託を推進するため、農業者組織等との話し合いや情報交換を重ね、ほ場整備や団地化等の取組を進めるとともに、地域の状況に応じた受託組織であるJAの農地活用サポートセンター等の育成を促進します。
- 水田を中心とした作業受託を行う法人等、地域農業の担い手を育成するとともに、法人への農地集積等を促進します。
- 自給飼料作物の増産体制を確立し、畜産経営の安定を図るため、自給飼料の生産に係る作業受託組織等の活動を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 果樹産地における作業受委託の推進	→ 実施	→	→	→	
○ 水田フル活用に取り組む法人の育成支援	→ 1法人	→ 1法人	→ 1法人	→ 1法人	
○ 飼料生産受託組織(コントラクター)の活動支援	→ 2地区	→ 2地区	→ 2地区	→ 2地区	



2 戦略を重視した新たな販売ルートづくり

高収益な農業を実現するには、生産者が自信を持って作り出した農産物を有利に販売できる仕組みづくりが必要であり、このため、経済発展が著しいアジア諸国に向けた県産果実等の輸出拡大に取り組むとともに、産地における生産から流通、販売までの一体的な取組の促進、地域農産物の重要な販路となっている農産物直売所等の活用推進等、販売ルートの強化に取り組んできています。

一方、国内の道路整備や宅配事業の進展による流通網の整備により、産地間競争はますます激しくなることが予想されるとともに、世界的な経済危機に端を発した国内経済の低迷が続く中、消費者や需要者の間には、より低価格な商品を求める行動が強くなっています。

このため、「農産物販売戦略委員会」を新たに立ち上げ、国内外の消費者や需要者の動向を的確に捉えた具体的、効果的な販売戦略を展開するとともに、オリジナル品種等県産農産物のブランド育成のための施策を実施し、果実をはじめとする本県産農産物の輸出倍増、直売所の利活用の推進等、戦略を重視した新たな販売ルートづくりを推進します。

さらに、生産者が加工・販売分野に進出し経営を多角化・高度化する農業の6次産業化の取組を支援して、高収益な農業の実現を図ります。

【数値目標】

項目	単位	基準(H18)	現状(H22)	目標(H26)
広域展開している外食産業・流通業等への販路開拓数	件	—	—	20
県産果実の輸出額	百万円	177	253	500
試験研究機関の登録品種数	品種	15	25	30
オリジナル品種の生産量	t	29	704	2,500
特選農産物の出荷団体数	団体	22	17	60
6次産業化事業の新規取組数	経営体	—	—	50
美味しい甲斐開発プロジェクトによる新たな加工品開発数	件	—	—	10
農産物直売所の販売額	百万円	3,500	4,852	6,500

(1) 農産物の販売戦略の推進

県産農産物のブランド化を図り、競争力を高めるためには、従来の市場流通に加え、生産から流通、販売までを一体的に捉えた販売戦略に基づく取組が必要です。

このため、販売戦略委員会を立ち上げ、多様な需要者の動向を捉えながら、オリジナル品種の産地化等、地域の特徴を活かした戦略を確立するとともに、県産農産物の情報発信の強化、さらに量販店等との取引拡大等、生産者と消費者を直結する多様な販売ルートの開拓を推進します。

① やまなしブランドの強化

- 果実を中心とした県産農産物の国内外でのブランド力と販売力の強化のため販売戦略委員会を立ち上げ、戦略に基づく効果的な販売促進活動を進めます。
- 品質等が特に優れる農産物を認証する「特選農産物認証制度※1」を充実・強化するとともに、消費者への周知を図ります。
- 特選農産物の消費者等への認知度を向上させ、販売の促進を図るため、認証団体や出荷団体の拡大、生産・出荷体制の強化、取扱店の拡大等を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 販売戦略委員会の提案による販売戦略の推進	→	→	→	→	関連する数値目標 ・特選農産物の出荷団体数
	3回	推進			
○ 特選農産物制度の充実・強化	→	→	→	→	
	制度の見直し	推進			
○ 取扱認定店の拡大	→	→	→	→	
	2店舗	2店舗	2店舗	2店舗	

※1 特選農産物認証制度：外観、糖度等、一定の基準を満たした高品質な県産農産物を認証する本県独自の制度

② オリジナル品種の産地化の推進

- ブランド品づくりを推進するため、試験研究機関において果樹、野菜、花き、畜産等のオリジナル品種の開発を進めるとともに、民間における優良品種の育成や優良系統の選抜の取組を支援します。
- 果樹オリジナル品種の早期産地化と市場でのブランド化を図るため、苗木等の確保と増殖、供給を一元的に進めるとともに、高品質栽培技術の確立や計画的、統一的な消費宣伝活動、販売体制の整備を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ オリジナル品種等の開発	→	→	→	→	関連する数値目標 ・試験研究機関の登録品種数 ・オリジナル品種の生産量
	果樹(ぶどう、もも、すもも、おうとうの品種開発) 野菜(いちごの品種開発) 花き(洋ラン等の品種開発) 畜産(新銘柄豚の開発)				
○ 果樹オリジナル品種の普及推進	→	→	→	→	
	種苗の確保・増殖				
	→	→	→	→	
	市場への販売促進の実施				

③ マーケティング力の強化と販売促進活動の展開

- 大消費地等において、農業団体と連携して、県産農産物のトップセールス、市場関係者や量販店との意見交換会等、効果的な魅力発信に取り組みます。
- 青果物等の消費流通動向や需要者ニーズ、他産地の生産販売状況等を産地の商品開発と販売促進活動に活用し、有利販売につなげるため、首都圏・関西圏における卸売業者、仲卸業者のニーズや消費者の購買動向等の市場調査を強化します。
- 県農産物インフォメーションセンターや大阪事務所を拠点として、市場等の情報収集と産地情報の発信を行い、京浜市場や関西市場での有利販売を促進します。
- 全国規模で開催される博覧会やイベント、インターネット、富士の国やまなし館等を活用し、高品質な農産物等の情報を全国に発信することにより、消費拡大を図ります。
- 甲州牛、フジザクラポーク、甲州地どり等の県産銘柄食肉の消費拡大を図るため、やまなしブランド食肉販売戦略協議会等を中心に県内外での認知度向上のための取組を進めます。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ トップセールスによる情報発信と販売促進支援	→ 2回	→ 支援	→	→	関連する数値目標 ・広域展開している 外食産業・流通業 等への販路開拓
○ 県産青果物市場懇談会の開催支援	→ 京浜・関西	→ 支援	→	→	
○ 市場・量販店等調査の強化	→ 随時	→	→	→	
○ 全国規模のイベントでのPR	→ 実施	→	→	→	
○ 畜産物フェア等による情報発信への支援	→ 2回	→ 支援	→	→	

④ 新たな分野への販路開拓

- 生産者や農業団体と、量販店、外食産業、ホテル等の多様な需要者とのマッチングを支援するとともに、洋菓子等新たな分野での需要拡大を図り、県産農産物の販路の開拓を促進します。
- 生産者や農業団体の商品企画力や販売力の向上を図るため、外食産業等の業務用需要者の仕入責任者や商品開発者との交流会への参加を支援します。
- 県産銘柄食肉の販路開拓を図るため、(株)山梨食肉流通センターを中心とした輸出への取組を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 販路の開拓とマッチング支援	→ 随時	→	→	→	関連する数値目標 ・広域展開している 外食産業・流通業 等への販路開拓
○ 外食産業等の多様な実需者との交流会による販路開拓支援	→ 1回	→ 支援	→	→	
○ 県産銘柄食肉の輸出への取組支援	→ 随時	→	→	→	

(2) 県産果実の輸出戦略プランの推進

果実の国内消費が伸び悩む中、本県産果実は台湾等アジア諸国において高い市場評価を受け、取引量が増加する傾向にあります。こうした海外市場を積極的に開拓し、県産果実の販路拡大を図るため、「果樹王国やまなし輸出戦略プラン」に基づき、県産果実の輸出拡大に向けた情報の受発信やプロモーション活動、生産出荷体制の整備等を推進します。

① アジア諸国への輸出の拡大

- 県産果実の輸出拡大を図るため、海外でのトップセールスを行うとともに、テスト輸出や現地での販売促進活動の強化等を通じて、輸出品目や輸出先の拡大を推進します。
- 県、農業団体、産地JAで構成する県果実輸出促進協議会が実施する現地での販売促進活動や海外バイヤーの招へい等のプロモーション活動を支援します。
- 輸出相手国における現地バイヤーへのプレゼンテーションの開催や情報収集の強化により、輸出拡大を推進します。
- 輸出促進センターが受発信する情報量の拡大やジェットロ※1等との連携による海外との情報受発信の強化を推進します。
- 福島第一原子力発電所の事故以降、各国において日本産農産物の安全証明等が求められているため、必要に応じて輸出農産物の放射性物質検査を行うとともに、産地証明等について迅速な対応を図ります。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 海外トップセールスの実施	→	→	→	→	関連する数値目標 ・県産果実の輸出額
	1回	1回	実施		
○ 輸出可能先の品目等の調査・検討	→	→	→	→	
	調査・検討				
○ 海外での販売促進活動の支援	→	→	→	→	
	3カ国	4カ国	4カ国	支援	
○ 海外バイヤーの招へい	→	→	→	→	
	1カ国	1カ国	1カ国	支援	
○ 輸出相手先でのプレゼンテーションの開催	→	→	→	→	
	2カ国	2カ国	2カ国	支援	
○ 海外情報等の収集・発信の促進	→	→	→	→	
	ジェトロ等との連携強化				
○ 産地証明等の発行	→	→	→	→	
	随時				

※1 ジェトロ(JETRO):対日投資の促進、中小企業の国際ビジネス展開支援、開発途上国との貿易取引拡大等の事業を展開している独立行政法人 日本貿易振興機構(The Japan External Trade Organization)の略称

② 輸向向け生産出荷体制の整備

- 輸出相手国の検疫措置に対応するため、選果員の技術向上研修の充実や二重チェック体制の推進、出荷団体が行う輸向向けの選果、梱包等の体制整備を支援します。
- 輸向果実への病虫害果の混入を防ぐため、非破壊で選別できる技術の開発や薬剤散布の基準づくりに取り組むとともに、産地における病虫害防除の徹底等、栽培管理対策を強化する取組を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 輸向向け果実選果体制整備への支援	→	→	→	→	関連する数値目標 ・県産果実の輸出額
	選果、梱包等の体制整備支援				
○ 病虫害果混入防止研修会の開催	→	→	→	→	
	2回	2回	2回	2回	
○ 巡回指導の実施、防除基準、選別技術の検討、普及	→	→	→	→	
	実施				

(3) 農業の6次産業化の推進

本県の特色ある様々な農産物等の付加価値を高め、儲かる農業を実現するには、農産物の生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな事業の展開など、農業者自らが経営の多角化や高度化を目指す農業の6次産業化を推進することが必要です。

このため、6次産業化を支援する体制を整備し、農産物の生産と加工・販売を一体的に行う活動等を支援するとともに、品質の高さや独自性等のブランド力を持った新たな加工品の開発を積極的に推進します。

① 6次産業化モデルの育成

- 農業6次産業化推進プロジェクトチームを設置し、国や県、関係団体等の情報の共有化を図るとともに、農務事務所に相談窓口を設置し、6次産業化に取り組む農業者や農業団体等の掘り起こしに努めます。
- 6次産業化に取り組む意向を持つ農業者や農業団体等に対しては、6次産業化プランナー※1と連携して、六次産業化法※2に基づく総合化事業計画の策定を支援します。
- 地域における6次産業化の取組を支援するため、具体的な要望内容に応じて現地指導班を編成し、必要に応じて国や県などの事業を有効に活用できるように、助言や指導を行います。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 農業6次産業化推進プロジェクト会議の設置・開催	→	→	→	→	関連する数値目標 ・6次産業化事業の新規取組数
○ 総合化事業計画策定への支援	→	→	→	→	
○ 現地指導班による支援	→	→	→	→	

※1 6次産業化プランナー：国の6次産業創出総合対策に基づき、各県ごとに、6次産業化の取組につながる案件の発掘から事業化までの総合的なサポート等を行う「6次産業化サポートセンター」に所属し、6次産業化に取り組む農業者等の様々な課題に対して、総合的なサポートを行う専門家

※2 六次産業化法：「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等と、食料自給率の向上等に寄与することを目的とし平成22年に制定

② 県産農産物を活用した新たな加工品開発の推進

- 付加価値の高い加工品を開発するため、「美味しい甲斐開発プロジェクト」を立ち上げ、専門家による農産物加工や商品化等のアドバイスをを行い、新たな名産品づくりを推進します。
- 山梨を代表する新たなブランドとして「やまなしの逸品」を開発、商品化するとともに、地域の農産物を原料に地域を代表する加工品として「私たちの一品」を開発する取組を支援します。
- 新たに開発した加工品の生産拡大に必要な加工機材の整備、パッケージや販促資材の開発、商談会への出展等、流通・販売に関する支援を行います。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 美味しい甲斐開発プロジェクトの設置・実施	→ 設置・実施	→	→	→	関連する数値目標 ・美味しい甲斐開発プロジェクトによる新たな加工品開発数
○ 県域でのやまなしの逸品開発	→ 試作品5品目	→ 試作品5品目	→ 新特産品開発	→	
○ 地域での私たちの一品開発への支援	→ 4団体	→ 4団体	→ 4団体	→ 支援	
○ 商談会等への参加支援	→ 3回	→ 3回	→ 3回	→ 支援	

(4) 地産地消の推進

県産農産物の消費拡大を図るには、生産者と消費者の距離を縮め、互いの信頼関係を築き、地域で生産された農産物を地域内でより多く流通、消費させることが必要です。

また、県民のみならず本県を訪れる多くの観光客も対象とした地産地消を推進することも必要です。

このため、身近な直売所の利活用を図るとともに、地元農産物の理解促進と利用拡大に向けた取組を推進します。

① 農産物直売所の販売力の強化

- 直売施設の展示方法の改善や販売情報管理システムの導入等、農産物直売所の機能強化に向けた取組を促進します。
- 直売所の経営安定を図るため、専門家による経営管理や商品管理のセミナーを開催するとともに、県内の直売所を紹介するホームページの充実等により、直売所の利用推進を図ります。
- 利用者が求める地元農産物が安定して供給できるよう、生産品目の増加や周年生産、さらには直売所間の相互連携を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 直売所の機能強化への支援	→ 随時	→	→	→	関連する数値目標 ・農産物直売所の販売額
○ 直売所セミナー等による販売力強化への支援	→ 2回	→ 2回	→ 支援	→	
○ 品目の増加、周年生産等の推進	→ 実施	→	→	→	

② 地元農産物への理解の促進と利用の拡大

- 地産地消を県民運動として定着させていくため、地産地消推進大会を開催するとともに、地産地消サポーターの拡大を一層推進します。
- 地元農産物をPRする各種取組や、イベント等での農産物の展示、直売を通じて、消費者への理解の促進と利用の拡大を図ります。
- 学校給食での県産農産物の利用拡大を促進するため、生産者及び農業団体、流通関係者、栄養士等による情報交換を進めます。
- 関係団体や乳業メーカー等と連携して、小中学校等における学校給食への県産牛乳の安定的な供給を促進します。
- 第9次山梨県卸売市場整備計画において「地域拠点市場」と位置付けたことから、甲府市地方卸売市場の活性化を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 地産地消推進大会の開催	1回	1回	1回	1回	
○ 地産地消サポーターの登録推進	50人	50人	50人	50人	
○ 地元農産物のPR活動の実施	20回	20回	20回	20回	
○ 栄養士等への県産農産物出荷情報の提供	12回	12回	12回	12回	
○ 県産牛乳の安定的な供給支援	支援				

